

仕 様 書		
フーリエ変換型核磁気共鳴装置の保守整備	仕様書番号	第 4 号
	作成年月日	令和6年4月1日
	作成部隊名	化 学 学 校

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、化学学校第1研究棟において使用するフーリエ変換型核磁気共鳴装置科[日本電子株式会社製 型式J NM-ECA 400等一式(以下，“本装置”という。)]の保守整備について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z 000001, GLT-CG-Z 000009及びGLT-CG-Z 500002による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z 000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z 000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GLT-CG-Z 500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

#### b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法令第137号)

再生資源の利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)

## 2 保守整備に関する要求

### 2.1 一般的な要求事項

一般的な要求事項は、本装置を常に良好な状態に維持させるほか、次による。

- a) 製造者等の定める整備基準・規格による保守整備を実施し、総合試運転によって機能に異常がないことを確認しなければならない。
- b) 本装置の経年劣化の状況を把握し、修理・改善を行うための資料を得る。
- c) サプライチェーン・リスクへの対応は、GLT-CG-Z 000009の2.2による。

### 2.2 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z 500002の2.3 a)に示す“標準(又は確定)作業方式”とする。

### 2.3 保守整備要領

保守整備要領は、製造者等の定める整備基準・規格によるほか、次による。

#### 2.3.1 定期交換部品等交換

定期交換部品等を交換する。なお、品名・規格等は、表1による。

表1-定期交換部品等

番号	品名	規格	数量	単位
1	スナップトラップ	NH-503又は同等品以上	1	式
2	インテックスフィルター	B343-B又は同等品以上	2	式
3	フィルタエレメント	85-5000又は同等品以上	2	式
4	エアードレン	5120-4C-1J又は同等品以上	1	式

### 2.3.2 液体ヘリウムの供給・充填

液体ヘリウムの供給及び充填を実施する（4回／年、50L／回）。

### 2.4 保守整備実施場所

保守整備実施場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の

2.6 b)に示す“官側の施設”とし、陸上自衛隊大宮駐屯地内とする。

### 2.5 部品・副資材

部品及び副資材は、表1によるほか、GLT-CG-Z500002の2.9による。

### 2.6 整備作業間の作業中止事項

整備作業間の作業中止事項については、GLT-CG-Z500002の2.14による。ただし、GLT-CG-Z500002の2.14 b)については、官側と協議する。

## 3 品質保証

### 3.1 試験

試験は、次による。

- 検査官が立会し、総合試運転によって、機能面及び安全面の点検確認を実施する。
- 総合試運転は、本装置の機能及び構造等に精通し、かつ点検に十分な知識と経験をもつ者が行わなければならない。
- 目視、聴覚、臭覚、触診のほか、計測器による測定結果等の総合的な点検を行わなければならない。
- 不具合箇所があった場合は、当該箇所の状態、原因及び処置方法を報告し、必要な処置を実施した後再度試験を実施する。
- 保守整備の範囲を超える整備の必要性を確認した場合は、当該整備箇所の状態、原因及び処置方法を説明し、じ後の整備に必要な資料（整備資料）を提出する。

### 3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

提出書類は、表2による。

表2-提出書類

番号	書類名	数量	提出先	提出時期	注記
1	作業員名簿 <sup>a)</sup>	1部	検査官	契約後速やかに	契約の相手方の随意様式とする。
2	作業記録	1部		作業完了後速やかに	図1による。
3	点検報告書	1部			契約の相手方の随意様式とする。
4	整備資料	1部		必要な都度	

<sup>a)</sup> 会社名、氏名、生年月日及び住所を記載（第1研究棟入り申請書作成に必要な情報）

### 4.2 保証期間

保証期間は、GLT-CG-Z500002の5.5による。なお、保証期間中における本装置の故障整備は、消耗部品を除き全ての修理を修理回数に制限なく保証しなくてはならない。

### 4.3 保全

保全は、次による。

- 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。
- 駐屯地への立入りに際しては、所定の立入手続を行う。
- 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通行路など）は、駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して、作業地域以外への立入りを禁止する。なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行う。

#### **4.4 安全管理**

契約の相手方は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起する。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底する。

#### **4.5 官側の支援**

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、次の事項について所要の支援を契約担当官等の許可を得て、受けることが可能

- a) 官側が保有する本装置に関する資料等の閲覧
- b) 試験等において契約の相手側が行うことができない場合で、官側の支援が必要な事項
- c) 官側の保有する施設、設備、電力、用水等の使用に関する事項
- d) その他の整備上必要な事項

#### **4.6 その他**

その他は、次による。

- a) 保守整備で発生した交換済部品、こん包材などは、契約の相手方が処分する。なお、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”, “再生資源の利用の促進に関する法律”, その他関係法令を遵守して、第三者に損害を与えてはならない。
- b) 整備に際し、本装置、既存設備等及び駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して作業し、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び駐屯地管理者に報告するとともに、契約の相手方の負担において原状に復旧する。

#### **4.7 仕様書に関する疑義**

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z00001の8.3による。

作業記録（役務完了調書）			
実施年月日		監督官	検査官
契約業者名			
実施場所			
実施者名			
所属部門		作業内容	
作業細部	実施時刻	工数	必要事項または所見
備考 1 本表は原則として役務員本人が作成するものとする。 2 必要事項を記入後、監督官及び検査官等の確認を受け、検査官に提出するものとする。 3 今後の参考となる事項、役務員の所見は、可能な限り詳細に記入するものとする。			

図1－作業記録